

豊中市立公民館人材活用事業実施要項

(事業名)

第1条 この制度を豊中市立公民館人材活用事業「豊中市公民館登録講師制度」(以下「登録講師制度」という)とする。

(目的)

第2条 この要項は生涯学習を推進するため、優れた技能、知識を有している市民を講師として登録し、市民の多様な学習活動を支援し、住みよい街づくり・地域社会づくりにも貢献する機会とする。

(内容)

第3条 事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1)登録講師情報の収集及び指導者の登録に関すること。
- (2)登録講師情報の提供及活用に関すること。
- (3)その他、生涯学習の登録講師に関すること。

(登録講師)

第4条 この制度の目的を理解し、生涯学習推進のため自らの知識及び技能を市民に提供する意思のある20歳以上の市内在住・在勤者及び本事業の目的に賛同いただき、登録したもの(以下「登録講師」という)とする。

(登録申請)

第5条 指導者として登録しようとする者は、「豊中市公民館人材登録申請書」に記入の上、豊中市立公民館に提出する者とする。

- 2 豊中市立公民館は、前項の申請を提出したもののうち、指導者として適当と認められたものを登録者名簿に登録する者とする。

(登録事項の変更)

第6条 登録講師は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに公民館に届け出するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 豊中市立公民館は、登録講師が次に掲げる事項に該当することとなったときは、登録講師の登録を取り消すことができる。

- (1)登録講師から申出があったとき
- (2)登録講師として適性を欠くと認められたとき
- (3)その制度の目的に反する行為をしたとき。

(学習グループ)

第8条 登録講師を活用して学習しようとするもの(以下「学習グループ」という)は、市内の各種団体とする。

2 学習グループはこの制度の目的に従い、登録講師と学習内容などについて直接話合いするものとする。

3 学習グループは、登録講師を活用したとき、豊中市公民館登録講師報告書を豊中市立公民館に提出する者ものとする。

(登録講師の活用)

第9条 豊中市立公民館は、学習グループの求めに応じて、登録者名簿の中から指導者の情報を提供するものとする。

(その他)

第10条 この要項の実施についての必要な事項は、別に定める。

(附則)

- ・この要項は、平成11年4月1日に施行する。
- ・この要項は、平成19年4月1日に改正する。
- ・この要項は、平成22年4月1日に改正する。